

# 新修東大寺文書聖教から見た近世の周防国衙領 ・国衙候人

安永 寛

本稿は、新修東大寺文書聖教の調査で得られた情報をもとに、近世の周防国に置かれた東大寺領（以下周防国衙領）の経営のための役所たる国府、およびその維持管理を担った候人について基礎的な考察を行い、もって近世の東大寺と周防国との関係解明の一助とせんことを目標とするものである。

東大寺領としての周防国についてはこれまで多くの研究蓄積が積み重ねられてきたが、いずれも中世を重点的に扱つたもので、近世以降の状況についての分析は、坂東俊彦氏の成果など数えるほどしか行われていないのが実情である。<sup>(1)</sup>もつとも、周防国衙領自体は一七世紀前半に毛利氏によって没収されてしまうのであり、周防国と東大寺との関係が前代に比して大幅に希薄化したことは否めない。しかし寺領支配という基幹機能を失いながらも存続した国府・候人の存在には、近世社会の特質が凝集して表現されていると考えられないだろうか。本稿では、近世の東大寺と国府・候人との関係性という問題から近世社会を考える上での簡単な準備作業を行つてみたい。

候人は一四世紀から一五世紀にかけて、当時国衙領への介入を強めつつあつた大内氏に対抗するために東大寺から派遣された人々で、現地で大内氏との交渉や国衙経営の実務を担つた。<sup>(4)</sup>寺領没収後も候人は東大寺配下として活動し、国府の維持管理や、現地での萩藩関係者に対する儀礼・連絡を担い続けた。<sup>(3)</sup>

一方で、東大寺の内部にも周防国衙領や領主萩藩関係の事務を管掌する役所として西国沙汰所が置かれていた。<sup>(5)</sup>沙汰所の職務は萩藩との連絡・交際（吉凶や参勤時の挨拶など）や国衙領年貢米の管理・売却であり、候人と恒常的に連絡を取り合ひながら国府を指揮監督する立場にもあつた。

## 一 新修東大寺文書聖教における近世周防関係文書

本章では、新修東大寺文書聖教（以下新修文書）における近世周防関係文書の伝来状況について現段階での概括を行い、新修文書全体に占める周防関係文書の位置を確認したい。二章では、一章での分析を文書レベルにまで踏み入つて更に進め、周防関係文書の簡単な類型化を行う。三章では、新修文書中の個別の文書を取り上げながら、東大寺と国府・候人との関係を具体的に検討する。

行論の前提として、ここで近世の周防国衙領・候人の概要について簡単に触れておきたい。周防国は文治二年（一一八六）に大仏殿造営料国となり、一時造営

料国から外れて寛喜三年（一二三二）に返付された後、次第に大内氏を筆頭とする在地勢力による押領を受けながらも、形を変えつつ東大寺による国衙領の經營が継続した。一六世紀半ば、大内氏に代わって防長を支配することとなつた毛利氏は、東大寺領を国府周囲の土居八町に限定し、その結果近世初頭まで石高にして一〇〇〇石弱の土地が東大寺領として存続した。<sup>(2)</sup>その後、毛利氏の財政難によつて一七世紀半ばに寺領は没収され、以後は勘渡米三五〇石が大坂にて直接東大寺へと引き渡されるのみとなつたが、寺領支配のための庁舎であった国府とその周囲に居住した候人はそのまま残されることとなつた。

国府は、①中核となる寺院である国府寺（积迦堂）とその境内にある付属施設（客殿・庫裡、国府八幡宮、春日・荒神・稻荷・貴船・大番の五社）、②国府寺周辺に所在する、俊乗上人開基の由緒を有する安楽寺・東昌院・宝林寺の東大寺末寺三ヶ寺によって構成され、一八世紀以降は候人と末寺三ヶ寺が施設の維持管理や宗教行事の執行に当たつた。<sup>(3)</sup>

候人は一四世紀から一五世紀にかけて、当時国衙領への介入を強めつつあつた大内氏に対抗するために東大寺から派遣された人々で、現地で大内氏との交渉や国衙経営の実務を担つた。<sup>(4)</sup>寺領没収後も候人は東大寺配下として活動し、国府の維持管理や、現地での萩藩関係者に対する儀礼・連絡を担い続けた。

一方で、東大寺の内部にも周防国衙領や領主萩藩関係の事務を管掌する役所として西国沙汰所が置かれていた。<sup>(5)</sup>沙汰所の職務は萩藩との連絡・交際（吉凶や参勤時の挨拶など）や国衙領年貢米の管理・売却であり、候人と恒常的に連絡を取り合ひながら国府を指揮監督する立場にもあつた。

表 第41函内訳

括	点数	一括袋・包紙・紙縫情報	年代	内容	備考
1	26	—	享保5年	沙汰所発給銀子借用証文	
2	21	—	享保5,13,14年	沙汰所発給銀子借用証文	
3	4	(袋上書)「享保十八丑年長門へ／庄牛玉進上一件／沙汰所／光賢」	享保18年カ	萩藩主書状、三田尻役人書状等	
4	16	(包紙上書)「御沙汰所尊光院様人々御中／上司三左衛門・竹屋武右衛門・徳富八左衛門」	享保6,7年	候人用状、国庁寺普請勘定、候人往来勘定	
5	8	(袋上書)「享保廿乙卯年ヨリ同至／二十一辰年8／国庁寺諸勘定并(中欠)／沙汰所／法印光賢」	享保20年,元文1年	候人用状、国庁寺勘定、国庁寺普請勘定	
6	23	—	元文4年	候人用状、国庁普請勘定、候人往来勘定、候人願書等	
7	7	—	元文1,2年	候人用状、候人往来勘定	
8	22	—	元文3,4,5年	候人用状、候人願書、国庁勘定、候人・寺方着到	沙汰所尊光院達書控留、萩家臣書状等を含む
9	12	(ヨリ上書)「延享元子年ヨリ／同二丑年まで」	寛保3,4年,延享2年	候人・寺方着到、候人用状、国庁勘定、候人願書	国庁寺禁制案、櫻本村年貢覺書を含む
10	11	—	享保6,7年	候人用状、国庁普請勘定、長州米請取・壳却関係	
11	9	—	元文2,3年	候人用状、萩藩大坂留守居書状、沙汰所書状控	沙汰所記録下書を含む
12	4	—	寛保2年	候人願書、候人用状、寺方・候人着到	
13	2	(包紙上書)「寺方／候人中着到」	寛保1年	寺方・候人着到	
14	6	—	正徳5年	候人往来勘定、国庁勘定、候人用状、候人書状	靈台寺書状を含む
15	10	—	元文3年カ	長州米壳却関係	
16	9	—	元禄12年,宝永5年,享保4年,寛保4年,安政6年,万延1年	国庁普請積り書、候人願書、年預所・衆議所関係	
17	6	—	正徳1年,享保1,4,5年	公物借銀帳	

※1) 年代は文書に記載があるもの、或いは推定できたものを表に記載した。

※2) 表中で「書状」としたものは基本的に単独者から発給されたものを指す。

の一部を実見できているに過ぎないため、この整理もまた中間的なものにとどまるこことを断つておきたい。

**(1) 周防関係文書の概観** 新修文書中には多数の近世周防関係文書が伝存するが、これは新修文書の中核を構成する年預所関係文書との関係性によるものであることが既に吉川聰氏によつて指摘されている。<sup>(6)</sup> すなわち、西国沙汰所の就任者が、東大寺の代表者集団である年預所から選ばれており、また沙汰所の就任者が、任期の半分を年預五師と兼任する慣例となつていたことによる。<sup>(7)</sup>

現時点で調査が終了している新修文書の内、同一の函の中でひとまず一〇〇点以上の近世周防関係文書を含む函を挙げると、四一、五九、六八、八〇の四つが該当する。<sup>(8)</sup> この内四一・六八の二つは内容物のほぼ全点が周防関係文書で占められるのに対して、五九・八〇の二つには、周防関係の他に東大寺寺内のやり取りや、櫻本村をはじめとする大和国内の東大寺領に関する文書などが含まれ、前者よりも雑多な印象を受ける。以下では筆者が現時点で一通り実見できた四一函を中心に、周防関係文書の伝存状況を詳しく検討してみたい。<sup>(9)</sup>

## (2) 四一函の状況

四一函内の括ごとの基本情報を整理したものが表である。

まず年代であるが、函内に含まれる文書の年代の上限は元禄十二年(一六九九)、下限は万延元年(一八六〇)と、一見すると年代的な一体性は無いよう見える。しかし括ごとに見ていくと、大半の文書の年代が一八世紀前半に集中していることがわかる。更に、一つの括に含まれる文書の年代幅は概ね足かけ二年以内に収まっており、このことは沙汰所の任期との対応性を強く推測させる。<sup>(10)</sup> すなわち、これらの括は一人の沙汰所が任期中に受給した文書をまとめた時の状態のまま現在まで伝存した可能性が高いということである。この点については、既に吉川氏が文書袋の表書と内容物との整合性から同様の指摘を行つてゐるが、今回の分析は吉川氏の指摘を補強するものと言える。<sup>(11)</sup> 四一函中で一括袋を伴う括は五の括のみであるが、やはり表書と内容物の年代は完全に整合しており、

また袋が存在しない括についても、括<sup>(12)</sup>とに年代的な一体性を認めることができるのである。以上から、四一函は全体として年代的にも主題的にも一定のまとまりを持った函であり、かつ少なくとも括単位で現用当初からの状態が相当程度保たれたまま伝存した函であると結論できよう。

なお付言すると、五九函などに含まれる一部の括の袋表書には、「但日記ニ写之<sup>(13)</sup>」など、西国沙汰所の記録である西国沙汰所日記への転記を示す文言が記されていることから、現在括の状態で伝存する文書の多くは、沙汰所の任期中に順次日記へと転記され、任期終了時などに括の状態にまとめられたことが推測される<sup>(14)</sup>。

(3)他の函の状況 こうした高い一体性を有する四一函に対して、他の函の状況はどうであろうか。五九函は、周防関係以外の文書を含むことは先述の通りであるが、括<sup>(15)</sup>ごとに見ていくと、三、七、八、一〇、一一、一二、一三の括は、いずれも周防関係で、かつ年代幅も袋表書と一致する足かけ二年に収まる。これららの括は四一函の内容物と同様に括単位で現用当初からの状態を保っていると見てよい。六八函はほぼ全点が周防関係ではあるものの、袋などで一括され、年代的な一体性がある括は七、八の二つの括のみであり、他の一～六括は年代的な一体性に乏しく、後世になつて周防関係という大まかな範疇でもつて雑多に集められた印象を受ける。こうした状況は八〇函も同様で、二と三の括のみ年代が足かけ二年に収まる周防関係文書で構成されている他は、一つの括の内部でさえ主題・年代とともにバラバラな文書が混在する。

以上をまとめると、まず各西国沙汰所の任期終了時に、任期中に沙汰所が受給した主要な周防関係文書がまとめられて括が作成される(四一函のうち九以外の括や、五九函三、七、八、一〇～十三括など)。次にこれらの括の保管方法であるが、西国沙汰所のもとでの独立保管、年預所のもとでの年預関係文書との一体保管、沙汰所・年預就任塔頭のもとでの保管などいくつかの方法が想定できようか。

四一函の函としての状況が近世の保管方式を反映したものであるのか、それとも後世の整理を経た結果であるのかについて、いま断定するだけの材料を持ち合わせていないため、これらの点については後考に期したい<sup>(15)</sup>。

なお、新修文書に残された周防関係文書全体の年代について触れておきたい。

四一函を事例に論じたような、括単位で高度な主題・年代的一体性を有する形での伝存例で最も年代の早いものは、四一函一四括の正徳五年(一七一五)、最も新しいものは五九函一三括の慶応三年(一八六七)となり、年代幅は広い。しかし全体の伝存状況を子細に見ていくと、括単位での伝存は一八世紀半ばの延享頃で途切れ、その後一九世紀前半の文化年間頃から再び見られるようになる。この間の約六〇年間に属する文書は各函や括の中に散在するのみで、まとまつた形では残らない<sup>(16)</sup>。正徳末・享保の初め頃に保管体制が整備されたと仮定して、括の状況を見る限りは同様の保管方法が幕末まで継続しているにもかかわらず、一八世紀後半の文書が大きく欠落している理由は定かではない。今後の調査の過程で未整理の函からこの時期の文書が発見される可能性に期待しつつ、更に検討を進めていく必要があるだろう。

## 二 周防関係文書の内容

新修文書に含まれる近世周防関係文書の内容は多岐にわたるが、この内いくつかの文書については類型化が可能である。前掲表に沿いながら文書の内容について整理してみたい<sup>(17)</sup>。

(1)候人用状 第一に「候人用状」とした文書である。形態は半切紙を貼り継いだもので、基本的に候人三、四名程度が連署して西国沙汰所へ宛てた書状全般を指す<sup>(18)</sup>。用状は候人から沙汰所へのいわば定期報告書に当たり、国府の状況を沙汰所へと伝える機能を有する。国府と東大寺とを日常的につなぐ基幹的な伝達回路であり、候人の公的な活動を最も端的に体現した基本史料と言える。

用状の内容は多岐にわたるもの、毎年東大寺から候人らに分配される「御下シ銀」の下付申請、国府諸施設の普請やその費用下付の申請、萩藩や支藩徳山藩への年頭進物の下付申請などは概ね定例化している。これに、候人からの願書の取次、国府周辺に所在する阿弥陀寺および東大寺末寺三ヶ寺からの書状・願書の取次、萩藩主一族や萩藩家臣からの書状の取次、その他不時に発生した諸事件についての情報伝達などが臨時的な内容として付け加わる。<sup>(19)</sup> 用状中で送付する旨の記載がある書状や勘定書が同一の括の中には伝存する例も多く、<sup>(20)</sup> 候人だけでなく萩藩関係者や阿弥陀寺・末寺から東大寺への情報伝達は、一旦国府で集約されていたことがわかる。国府は周防における東大寺の窓口として機能していたのである。

伝存する用状の送付時期は必ずしも一定しておらず、伝達事項が生じるごとに作成・送付していたと思われるが、史料中には「最早定例御用書仕出之時節二罷成候故過ル二日（引用者注：十一月）国府江集会之儀私より致廻文」<sup>(21)</sup>、「尤諸勘定之儀者例年九月御用書仕出之節申上り候得共」<sup>(22)</sup>等と見え、定例化していた様子も窺える。特に例年九月には諸勘定を送付するとしており、後述する着到なども九月末を区切りとして作成されていることから、国府の年度サイクルは毎年九月を区切りとしていたと見てよい。坂東氏によれば、西国沙汰所の任期は七月から翌年六月までで、惣算勘の時期が遅くなることに伴つて沙汰所の交代が八月までずれ込むことも多かつたとされる。<sup>(23)</sup> 九月に送付されてくる一年間の国府の諸勘定を処理することは、萩藩大坂藏屋敷からの勘渡米請取・売却とともに、沙汰所にとつて就任直後に取り組むべき重要な職務の一つであつたことだろう。

また、九月発給の候人用状の冒頭には、実際に南都へ参向する候人に託して用状を送る旨が記されていることが多い、九月の用状は候人自身の手によって沙汰所のもとへもたらされたことがわかる。<sup>(24)</sup> 国府の年度替わりに作成される諸

勘定・用状を携えた候人代表者による南都参向は、新任沙汰所への挨拶をも兼ねていたと考えられるのである。

更に、候人用状の連署者について付言しておきたい。用状の連署者は概ね三～五名であり、連署するのはいずれも上司・得富・竹屋のいずれかの姓を名乗る候人である。興味深いのは、用状への連署が候人の家格を示す標識の一つとなっていたことで、すなわち年未詳（嘉永頃）三月八日付得富兵庫願書を引用すると以下の通りである。

一筆致啓達候。（中略）然者私方末家得富權頭儀、先年家督御礼も相済、昨年より国衙表江引越龍在候間、何卒御念入を以不遠内より御用書加判役御許容被仰付可被下□□宣御披露之程致御頼候。右為御頼如此ニ御座候。恐

惶謹言

三月八日 得富兵庫（印）

御沙汰所御役人中

この願書は得富兵庫末家得富權頭が先年家督御礼を済ませ、居所も国衙近辺へ移したため、近いうちに「御用書加判役」を仰せ付けてくれるよう沙汰所へと願い出たものである。近世の国府には七家の候人の家があり、上司・得富・竹屋の本家三人が三老、或いは三判役と呼ばれ、他の四人が用人と呼ばれて身分的に区別されていたことは既に三坂氏が指摘するところである。<sup>(26)</sup> 引用史料に見えるように、「加判役」とは沙汰所に送る「御用書」（用状）への加判を意味したのであり、三判役の名称もこれと同様の性格から生じたものだろう。<sup>(27)</sup>

また、用状への連署は単なる形式的な身分標識であったのではなく、用状という形で表明される候人集団の総意を担保する機能を有していた。嘉永三年（一八五〇）八月、国府を襲つた大風による被害で国府所属の足軽・中間の一部が窮しき、東大寺からの拝借金下付を願い出ようと候人得富兵庫・竹屋鞍負へと取

次を依頼した。兵庫らはこの願を容れ、同じく候人の竹屋多門・竹屋美之介に対し、沙汰所へ取り次ぐための用状に連判するよう求めたが、多門らは「此度願出之難渋者ニ者高下之次第も有之、旁得と詮議不致候而者実情相分り兼候」、すなわち困窮の度合いが区々であるため詳しい詮議が必要であるとして「即席連印不相成候故相断り申候<sup>(28)</sup>」と、その場での連印を拒否している。このため兵庫らは沙汰所に対して正式に足輕らの歎願を取り次ぐことができず、ひとまず自ら銀一〇〇匁を借り入れて救済資金に充てている。<sup>(29)</sup>つまり用状は単なる情報伝達の手段であったのではなく、連署の権限を持つ候人上層部の合意によつて担保される、国庁としての総意を体現したものであつて、候人内部での合意が得られていない事柄については、これを用状に盛り込むことができなかつたのである。<sup>(30)</sup>

## (2) 着到

類型の二つ目は「着到」と称される文書である。形態は横帳で、現物には「出伺御着到」、「寺社勤行着到」などの表題が付されている。着到は「寺方」、すなわち末寺三ヶ寺と候人中のものとの二種に分けて作成されており、基本的に九月二十八日から翌年九月十五日までの期間の、毎月一・十五・二十八の三日と、節句などその他の式日ごとの出伺者名を書き上げた、いわば出勤簿のようなものである。後にも少し触れるが、国庁とその中核施設たる国庁寺には原則として住持などの定住の責任者は置かれず、「番僧」が置かれて宗教行事と寺の管理を担つていたと思われる。この番僧は享保末年頃に廃止され、一時的に候人による「留守居」制の期間を挟んだ後、候人による輪番制が開始され、宗教行事も国庁周辺の東大寺末寺三ヶ寺が担う体制となる。着到の作成はこうした国庁運営方式の変化に伴つて始まつたものと見てよい。<sup>(31)</sup>

現段階で確認できている着到は、元文五年、寛保元年、寛保三年、嘉永元年、嘉永三年（カ）、安政元年、文久三年の七年分<sup>(32)</sup>であり、すべて寺方・候人の二種がセットで伝存する。<sup>(33)</sup>着到の作成自体は、（元文五年）六月七日付竹屋重郎左衛門書状中に「寺方候人中國府寺勤経出伺着到之儀被仰付、先月十五日より相印候事」<sup>(34)</sup>

と見えるから、この年から開始されたことが確実である。着到の作成が開始された時期は番僧の廃止時期とも概ね符号しており、また、様式がほぼ変わらない文書が幕末期まで確認できることから、候人らによる管理運営方式 자체が幕末まで継続していたことも看取される。

候人の着到について特筆すべきは、当時活動していた候人の全体像を把握できる点である。出伺者の人数は日によつてかなりバラつきがあり、少ない日は二人、多い日は十人もの名前が記されている。記載頻度が高いのは勿論用状連署者の人物の名前であるが、その他にも多くの候人が活動していたことが判明する。用状等の史料では見えづらい各時期の候人の全体像を把握する上で有用である。

## (3) 国庁勘定

類型の三つ目は、「国庁勘定」とした文書である。勘定書自体は新修文書中に多数伝存しているが、国庁勘定は国庁の一年間の経常収支を記載したもので、費目には一定程度の固定性が見られるのが特徴である。形状は着到と同様基本的に横帳で、やはり九月を区切りに作成されている。現物には「国庁年中勘定帳<sup>(35)</sup>」などの表題が付されていることが多い。現在確認できている内でも最も時代の早いものは享保十二年（一七二七）作成のものだが、史料末尾の記述によると、これは「国庁無住間」の享保九年から同十一年の三年分の勘定をまとめたものとされる。<sup>(36)</sup>また、下限は安政二年（一八五五）作成のものであり、着到と同様に幕末頃まで同様の形式で勘定が作成されていることを確認できる。享保十二年作成の国庁勘定末尾の記載から、国庁財政の勘定は元来番僧が担つていたものと思われ、番僧が一時的に不在となつたこの時期に、代わつて候人が担当するようになり、後にそれが定着していくものと見られる。

勘定の内容を嘉永二年の国庁勘定<sup>(38)</sup>を事例に簡単に見ておくと、勘定は大きく米での収入・支出と銀での収入・支出の二部に分けられており、米の収入として寺が保有する小規模な田畠から上がつてくる七石五斗余が計上され、ここか

ら萩藩領の畔頭（村役人）へ納める年貢を引いた三石余から、一年間の从餉米、年末始の年徳祭料、六月の俊乗忌入用、盆祭料、留主居役料が支出され、米方だけで六斗余の赤字を生じている。この赤字額は一石二一〇〇匁で銀換算されて銀子方の末尾に組み込まれて合算されている。銀子方では、東大寺から支給される国府給銀と国府灯明料に、畠から上がつてくる銀子八〇匁を加えた一八〇匁が収入で、ここから国府寺本堂である釈迦堂と国府八幡宮の灯油料、伊勢初穂、俊乗忌入用、盆祭料、その他消耗品の購入費（茶・炭・紙・桶輪）、諸施設の小規模修繕費、香花・附木入用、国府下部心付、および米方の不足分が差し引かれ、最終的に一一匁余の赤字を計上している。

最終的に不足した分の銀子は一旦候人のもとでの借銀などによって立て替えられ、沙汰所での勘定書の監査を経た上で沙汰所から支給されたようで、不足銀下付を督促する文言が候人用状中にも頻出する。一八世紀前半の国府勘定と一九世紀前半のものとを簡単に比較した限りでは、収入・支出の額はともに大きく変わっておらず、收支バランスも基本的に毎年一〇〇匁程の赤字で、黒字になることはごく稀である。流石に費目には若干の異同があるが、今子細に検討するだけの準備が無い。

それにしてもこれらの国府勘定で取り扱われているのは、収入を銀高換算した場合の総額でも一貫目に満たない少額であり、ここまで微細な收支勘定を一八世紀から幕末に至るまで東大寺へ報告し続けていたという事実は、一見すると厳格な国府経営の実態を示すものかに思える。しかし一九世紀段階の勘定帳の内容を子細に見てみると、この勘定帳が実際の收支を反映したものではない可能性に思いが至る。試みに嘉永二年、嘉永三年、安政二年の三つの国府勘定<sup>(39)</sup>を比較してみると、米方・銀子方ともに各費目の数値がほぼ完全に一致するのである。差異が生じているのはわずかに①米方不足分の銀子換算高と、②これを銀子方に組み込んで算出される銀子方支出の合算額、③銀子方収入から銀子

方支出を差し引いて算出される残額の三ヶ所だけで、これらはいずれも米方不足分を銀に換算する際のレートの差異にのみ起因している。

定例祭事の支出額などが固定化していることはまだ理解できるとしても、田畠からの上がりや毎年畔頭に納入する年貢米の額まで一定であるのは奇異と言わざるを得ない。更に決定的なことは、嘉永二年勘定では、米方支出の内に本来計上されるべき「五社御供料」一升が費目」と脱落しており、また銀子方収入内の「国府給銀」は五七匁で計上されているのに対し、安政二年勘定では「五社御供料」一升を計上し、「国府給銀」を五七匁五分で計上するという各費目レベルでの差異があるにもかかわらず、どちらの勘定帳においても、米方支出の総額は三石九斗二升、銀子方収入の総額は一七七匁五分と寸分違はず一致していることである。費目を一つずつ合算していくば、最終的に米方支出では一升、銀子方収入では五分の差異が発生するはずであるのに、小計部分では奇しくも額が一致しているのである。のことから、勘定帳には最初から、とりわけ収入部分の小計額を固定化しようとする意図が働いていたと認めざるを得ず、その主眼は、毎年一定程度の不足銀の算出・請求にのみあつたと考えられる。

以上の事実から、少なくとも一九世紀段階においては国府勘定が相当程度に形骸化しており、沙汰所による監査も十分に機能していなかつたことが推測される。各年の国府勘定は全くの同一内容では無いが、差異が認められるのがほぼ末尾の小計・総計部分、すなわち不足銀の額面が算出される部分のみであることを考えれば、沙汰所での監査も不足銀額のみを確認する程度のものであり、候人もまたそれを知悉した上で勘定を作成していたのではなかろうか。

勘定が実際の收支を反映していないとすると、実際の收支勘定がどのように処理されていたのか、興味は尽きない。ここではひとまず表面上厳格な管理運営を体現するかに見える国府勘定の裏に候人の強かさを認めるとともに、沙汰所—候人という極めて公的な関係性における両者の「距離」を指摘するにとどめ

たい。

本章では比較的様式が定型化している文書を取り上げて類型化を試みた。これら三つの類型の内、用状の多くが沙汰所日記に転記されている可能性が高いことは既に触れたが、後二者の文書は基本的に日記には転記されない性格の史料であると思われる。これらの文書を分析することで、沙汰所日記だけからでは見えてこない、より豊かな国府・候人の姿を描き出すことができるだろう。もつとも、新修文書をはじめ東大寺側に残された国府関係の文書は、ほぼすべてが沙汰所—国府という公的な関係に基づいて作成されたものであり、また、国府勘定の検討で明らかとなつたように、そこから見えてくる姿と実像とは必ずしも一致しない可能性があることには十分に留意が必要であろう。

### 三 東大寺と国府・候人

近世の東大寺は周防に所在した国府をついぞ直接管理することはなかつた。

一八世紀前半以降、候人による自律的な国府管理の方式が構築されたことを考えても、東大寺は国府を一定程度候人らの手に委ね、自らは国府と「距離」を取ることを選んだと言える。本章では、新修文書の分析から得られたいくつかの事例に基づきながら、東大寺と国府・候人との「距離」という問題についてもう少し詳しく踏み入つてみたい。

まずは二章で取り上げた候人用状に再び戻つてみたい。用状には包紙に沙汰所が実際に用状を受け取った日付が書かれている例が複数あり、また文中に、沙汰所から候人に宛てた書状の日付と、候人がそれを受け取った日付が書かれていることも多い。こうした例は現在一八例確認でき、これらから南都・周防間の書状送達に要した平均日数を割り出すと、二六・六日という数値を得る。<sup>(40)</sup> 送達に要する日数で最も早い場合は一〇日、最も遅い場合で七四日の日数がかかるており、平均しても南都・周防間のやり取りには一ヶ月近くの時日を要

しているのである。仮に候人から何らかの要請を沙汰所へ送つた場合、その返答がもたらされるのは用状発送から早くとも二ヶ月近く後であつたことになり、二つの地の間にあつたタイムラグは看過できない。

こうした物理的・時間的な懸隔が、否応なく両者の間の意識の疎隔をも生んだことは想像に難くない。こうした「距離」は用状の文書様式の変化にも反映されているようである。すなわち、一八世紀段階の用状では、宛名の表記に「御沙汰所見性院様」<sup>(41)</sup> のように沙汰所を務めている個別の塔頭名が記載されるのに対し、一九世紀前半の用状では「御沙汰所御役人中」<sup>(42)</sup>となつており、沙汰所個人を特定していない。更に本紙には記されないものの、包紙には「御沙汰所赤井玄仙様・堀池道悦様」<sup>(43)</sup>と小綱の名が記されるケースもある。この頃には既に沙汰所の実務は彼らの手に移つっていたものであろうか。いずれにせよ、一八世紀に見られたような沙汰所個人との関係は希薄化しており、ここには東大寺内部における構造の変化も少なからず影響していたのではなかろうか。

こうした両者の「距離」を具体的に物語る史料として、嘉永三年頃に国府寺の大規模修繕のため周防へ下向した赤井玄仙が、南都の堀池道悦に宛てて現地の状況を綴つた書状を紹介しておきたい。

（前略）美食之致方も無之、廿七日夕乗船より于今若目の味噌汁、臘こんぶ、梅干、煮魚ニ而相賄候。生魚之義も直段ハ格別之下直ニも無之由、何分諸品共高直ニ困り居候。帰南之上一生之土産咄しニ相成候。此節ハ植付最中ニ而田植者女斗ニ而茶乙女と申、懇意之者ニ而も通合候ハ、御祝と申テ苗ヲ笠ニ乗持參候節ハ、断申候而も聞入不申、達而及断候ハ、とろ田江引入候故、無拠酒盛候事ニ御座候。拙者着候ハ、早々東昌院江茶乙女四組参り、國府江も参り、都合酒壹斗遣し候事ニ御座候。旅宿江持參候節ハ木具ニふき、みやうか、稻苗右之品ヲ乘候。又ハ松竹ヲ入五品之も有之候事ニ御座候。言葉遣ひ杯頓而不相分候義も有之、木挽・大工・石屋其外之職人ニ而

も脇差ヲ万指候而參り候事ニ御座候。其外珍敷事共數多御座候。尚追々可申上候。以上

玄仙はこの年四月二十四日に南都を発ち、大坂で日和を待つて五月一日に出船し、同月七日の朝に三田尻へ到着して修繕の指揮に当たっていた。書状中では、選り好みできるほど食べ物が無く、生魚もさほど安価ではなく、総じて物価が高いことなどを伝えている。また、ちょうど田植えの時期に当たっていたため、田植えに従事する早乙女に呼び止められてやむなく酒盛りをしたこと、早乙女が宿泊先まで農産物を届けにきたこと等、現地の風習をも詳しく伝え、「帰南之上一生之土産出し」にすると楽しげですらある一方、方言が理解できないことや、職人が全員脇差を帶びていることなども伝えている。玄仙はこれに先立つ五月十三日付書状でも、到着直後の国庁の様子を「米并青物等ニ至迄諸色高直三而何分不自由之場所、宮市江八丁、三田尻八丁、南都ニ而ハ先一ノ坂歟梅谷村位之處ニ而、夜分ハ蛙之声斗聞居候」と伝えており、繁華な都市部から離れた地にあることを、南都に置き換えた位置関係を交えて伝えている。また、先に引用した書状の本文に当たる六月十三日付書状でも「此間中石屋参り居候處、日別五匁ツ、ニ而候得共南都ニ而ハ半人位之働ニ御座候。敵敷申付候而も一向不精ニ而、大工并手伝之者も誠ニあきれはて候事ニ御座候。人氣之義ハ上方よりも悪敷所柄ニ而一切不被致油断候故、何角ニ心配仕候」とあり、現地で雇った石工が南都の石工に比べて未熟な上に怠惰であり、上方から連れて來ていた大工たちも呆れているとし、土地の気風も上方より物騒で油断できないと伝えてい

南都の人間である玄仙の書状は、周防の様子を南都と対比させながら活写したもので、その記述は読んでいて興味が尽きない。しかしここでもやはり玄仙の目に映った周防の姿が、常に南都との「距離」というフィルターを通して語られていることに気付かされるのである。

それでは、沙汰所—国庁・候人の関係はあくまでも形式的な帰属関係に過ぎず、国庁修繕などの基本的な業務に關わる領域だけが両者をつなぐ回路であつたのだろうか。残された文書を見る限り、必ずしもそうとは言い切れないようである。ここではその具体例として、享保年間に活動した一人の候人である得富弥左衛門の存在に触れておきたい。<sup>(47)</sup> 彼は候人得富家のの人間であり、今のところ(正徳五年カ)十二月三日付清涼院宛得富八左衛門書状にて、弥左衛門が「何角身分之儀共御願申上」を兼ねて南都へ参向するとあるのが初見である。結論から言うと彼はこの時経済的な困窮状態にあり、候人の職務を一定期間休止して東大寺中で奉公を行うために南都へ向かつたのである。彼がその後享保年間を通して東大寺中にあり、大和国内寺領からの米銀収納に関与していた様子は新修文書中の複数の史料からも確かめられる。<sup>(48)</sup>

候人が一定期間国庁を離れて東大寺で奉公する事例はひとり弥左衛門の例にとどまらない。家計困窮を理由に東大寺内での奉公を願う願書は一八世紀前期に複数確認できる。<sup>(50)</sup> こうした願書は一九世紀には見られなくなるものの、嘉永二年の史料でも「兼而得富帶刀・同兵庫両人之儀ハ度々致上都、御手元ニも久敷被召仕候事故」<sup>(51)</sup>と、候人が沙汰所のもので召し使われていたことを示す記述があるため、候人の東大寺での奉公自体は継続していたと考えるべきだろう。南都での奉公の経験は、東大寺と国庁の「距離」を少しでも埋める作用を持つただろうか。いまここで結論を出すことはできない。いずれにせよ、候人の一部が東大寺内の寺務に深く関与していたという事実は、候人・国庁の問題だけでなく、東大寺の經營を考える上でも重要と言えるのではなかろうか。

### おわりに

東大寺に残された近世周防関係文書は、質・量ともに一級の史料群である。そこに記された国庁・候人の姿は、紛れもない彼らの実像の一面を示している。

しかし東大寺と周防との間には絶対的な「距離」が横たわっていたのであり、この「距離」こそが両者の関係を根底で規定する大きな要素の一つであった。南都を拠点とする東大寺と、周防を拠点とする候人は、「距離」を挟みながら、互いにどのような関係を繋ごうとしたのであろうか。この点を探るためには、東大寺に残された膨大な史料と格闘し続ける一方で、周防や候人側の史料をも用いて、「距離」によって発生するズレについて答え合わせをする作業が必要となるだろう。

## 註

- (1) 代表的な研究として、三坂圭治『周防国府の研究』(積文館、一九三三年)、永村眞『中世東大寺の組織と經營』(塙書房、一九八九年)、畠山聰『中世東大寺の国衙經營と寺院社会』(勉誠出版、二〇一七年)など。近世については前掲三坂著書および坂東俊彦『近世東大寺復興活動の一侧面—西国沙汰所を中心に—』(GBS実行委員会編『論集 近世の奈良・東大寺』ザ・グレイトブック・シンポジウム論集第四号、東大寺、二〇〇六年)のほか、防府市史編纂委員会編『防府市史』(通史II 近世、防府市、一九九九年)、山本博文『江戸お留守居役の日記』(読売新聞社、一九九一年)などの成果がある。また、前掲畠山著書も近世初頭の状況までを取り扱っている。
- (2) 以上の中世段階の状況については、注1前掲畠山著書に詳しい。
- (3) 従来の研究ではここで言う「国庁」を「国庁寺」とする例も多いが、実際の史料上では「当方国庁并候人中別条無御座候事」(五九函一〇括一號)のように、「国庁」とする例が圧倒的に多い。逆に「国庁寺」とする場合は、「且又当分国庁寺之儀、中間老人召置候而もしまり旁能無御座ニ付」(四一函一四括五號)のように、国庁諸施設の中でも本尊が安置されている釈迦堂とその附属施設(客殿・庫裏などを指して限定的に用いる例が多いように見受けられる。したがって、国庁諸施設と候人・末寺三ヶ寺によって構成される複合体の総体を指す場合は「国庁」とするのが妥当であろう。
- (4) 注1前掲畠山著書。
- (5) 西国沙汰所については注1前掲坂東論文が詳細に明らかにしている。
- (6) 吉川聰『新修東大寺文書聖教第四七函(七七函)の調査と概要』(吉川聰編『東大寺図書館所蔵新修東大寺文書聖教調査報告書』第46函(第77函、二〇一四年))。
- (7) 注1前掲坂東論文。

(8) ここでは便宜的に、目録上で、国衙候人や西国沙汰所が受発給者となつてゐる文書、「国庁」や「国衙」等の語句が含まれてゐる文書、およびこれらと一括関係にあり、明らかな関係を有すると判断される文書を周防関係文書として抽出した。

(9) 本来であれば第一にモノとしての函についての分析を加えるべきであるが、筆者の準備不足からこの点は分析が及ばなかった。今後の機会に俟ちたい。

(10) 注1前掲坂東論文によれば、沙汰所の任期は通常七月から翌年の六月までとされる。

- (11) 注6前掲吉川論文。

(12) 但し、一六の括のみ年代も区々で、主題に関しても年預所や衆議所関係のものが含まれるなど、他の括に比してやや一体性に欠ける。恐らく括にまとめ損なつたり、本来の括から脱落した文書と一緒にまとめたものと見られる。

## 五九函三括の袋。

- (13) (14) 新修文書と沙汰所日記との対照作業は現時点で筆者の準備が不足しているため、今後の課題としたい。なお遠藤基郎氏が新修文書中の年預五師関係文書と、年預五師の公務記録である「年中行事記」との対照を行つており、行事記に転記された段階で文書が廃棄された可能性や、行事記に転記されなかつた文書が新修文書中に伝存することなどを指摘している。(遠藤基郎「新修東大寺文書聖教とその他の史料群との関係」(綾村宏編『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』二〇〇五年))
- (15) (16) 他にも、本来であれば四一函にあつてもおかしくない享保期の周防関係括が五九函、六八函、八〇函にも伝存すること、毎年沙汰所の責任のもとで行われていたはずの長州米請取・売却に関する文書が四一函にはわずかしか含まれていない点など疑問は多い。

(17) 一七世紀の文書も同様に散在するのみであるが、これは文書管理体制がこの段階では後世ほど整備されていなかつたことに起因するものであろう。

(18) なお、二章で整理した周防関係文書はいずれも西国沙汰所—国庁の関係に基づいて交わされたやり取りに関する文書である。近世周防関係という範疇の中には、これ以外に沙汰所—萩藩大坂藏屋敷の関係に基づいて展開する領域が存在する。後者については準備が無いため今回は取り上げない。

目録上では「候人名」等書状や「候人名等口上書」などの文書名が付されているものがこれに該当する。なお、実際の史料中では「御用書」と呼称されており、一括袋表書にも「西国方用書入」(五九函七括)などと見えるため、厳密には「候人用書」とすべきであるが、重要書類や実用書などのニュアンスを持つ「用書」を用いること意味が取りづらい可能性もあるため、ここではひとまずより実務的な書きのある

「用状」としておく。また、便宜的に、三名以上の候人の連署を持つ沙汰所宛書状

であり、かつ複数の主題に関する羅列的な情報伝達をその内容とするものを「用状」として定義しておく。

(19) もつとも、一八世紀に頻繁に見られる萩藩関係者との音信物贈答や萩・徳山城下への年頭挨拶などは一九世紀の用状にはあまり見られなくなる。これは萩藩の財政緊縮策に伴う変化であろう。

(20) 四一函八括四号の用状では候人竹屋嘉七の召し放ちについて三田尻都合人中川与右衛門よりの書状を取り次ぐとの記載があり、実際に同六号に中川の書状が残る。

また、四一函八括二一号の用状中では、萩家中からの榎本明神への初穂料を取り次ぐ旨が見えており、実際に同三号に榎本彈正による初穂納入の書状が残る。

(21) 五九函七括二八号。(嘉永二年カ)十月十八日付。

(22) 五九函一二括三〇号。(安政三年カ)五月二十八日付。

(23) 注1前掲坂東論文。

(24) 一例として、四一函四括二号(享保五年)九月二十六日付候人用状)の冒頭に「此度得富三郎左衛門順番ニ而其御地罷登候条一筆申上候」と見えるものを挙げておく。

く。なお九月以外の用状では、「以便一筆申上候」(四一函四括一号)(享保六年)三月一日付候人用状)などとなっている。

(25) 五九函一〇括二七号。

(26) 五九函一〇括三七号。

(27) もつとも、一定程度機能が形骸化しているように見える「三判役」と、引用史料中

に見える「御用書加判役」とは厳密には別物であろう。「三判役」は慣例的に候人三家の本家が務めるとされているのに対し、引用史料中では得富兵庫の「末家」を「加

判役」に仰せ付けて欲しいとしている点もこのことを裏付ける。そもそも管見の限り他の史料中では「加判役」という役職名は確認できないため、ここではただ用状の連署者、すなわち候人集団の上層部に加入するという程度の意味として理解しておくるのが穩当であろう。

(28) 五九函一〇括五号。  
(29) 五九函一〇括二六号。

(30) なお、厳密な対照こそできていないが、用状の大半は西国沙汰所日記に転記されたものと思われる。

(31) もつとも、着到は式日ごとの候人・寺方の出勤の名簿であって、輪番制自体とは別の枠組みに属するものようであるが、番僧廃止によって候人らによる自主管理制度に移行したことと併い、式日出伺が制度化されたという因果関係は想定でき

そうである。

(32) 年代順に、四一函八括一四・一五号、四一函一三括一・二号、四一函九括一・二号、五九函七括二三・三七号、五九函一〇括二三・一四号、五九函一一括二六・二七号、六八函八括一・二号。

(33) ほかに年末詳の着到一点が伝存する(六八函一括三八号)。

(34) 四一函六括一一号。  
(35) 五九函一二括七号。  
(36) 八六函五括八号。

(37) 五九函一二括七号。  
(38) 五九函七括二五号。

(39) 五九函七括二五号、同一〇括一九号、同一二括七号。

(40) 五九函一二括三〇号。(安政三年カ)五月二十八日付。

それぞれ五九函七括二五号、同一〇括一九号、同一二括七号。  
なお、南都→周防→南都とで送達に要する日数に大きな違いは見られない。

また、ここでは便宜的に一ヶ月を三〇日として計算してある。更に、閏月を度外視したため、実際にはもう少し平均日数が伸びる可能性があることを断つておきたい。なお、ここで検討したのはやはり一八世紀前半と一九世紀前半の用状のみであるが、今のところ時代による日数の差異は認められない。

(41) 四一函一二括二の一号。(寶保二年)二月十九日付。

(42) 五九函七括七号。(嘉永三年)正月十二日付。

(43) 五九函一二括三〇号。(安政三年カ)五月二十八日付。

(44) 五九函七括四五号。本史料は同三三号(嘉永三年カ)六月十三日付堀池道悦宛赤井玄仙書状の別紙である可能性が高い。

(45) 五九函七括三一号。

(46) 五九函七括三三号。

(47) 候人得富家の姓の表記については、実際の史料中でも徳富、得富、得留などかなりブレがあるが、ここでは便宜的に得富に統一する。

(48) 四一函一四括四号。

(49) 五九函一九括など。これらの文書を詳しく実見できていないが、目録上で見る限り年預所の役人として勤務していたようである。最終的に彼は元文五年四月二十

三日に南都で死去し、やがて嫡子平内に跡式の継承が認可されている(四一函八括二〇号)。

(50) 四一函六括二号、四一函八括八号など。

(51) 五九函八括三の一号。